



女川町監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第5項及び女川町監査基準（女川町監査委員訓令第1号）第2条第2項の規定により監査を行ったので、同法第199条第9項及び同監査基準第17条第1項の規定により、これを公表する。

令和4年2月16日

女川町監査委員 丸 岡 美 穂



女川町監査委員 佐 藤 誠 一



監 査 結 果 報 告 書

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期日等

期 日 令和4年1月25日（火）
場 所 女川町役場 3階 委員会室2
監査委員 丸岡 美穂 ・ 佐藤 誠一

3 監査の対象

（1） 12月支出分水道事業会計の支出伝票の審査

対象科目：全科目 合計 65件

（2） 12月支出分一般会計・特別会計支出伝票の審査

対象科目：一般会計：第10款～第13款

特別会計：介護保険、下水道事業、浄化槽事業特別会計

人件費分、交際費分、100万円以上分

合計 406件

4 監査の着眼点（評価項目）

支出事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

(1) 12月支出分水道事業会計支出関係書類の監査

12月中に支出された水道事業会計に係る支出関係書類について、違法、不当な支出又は不経済な支出はないかを主眼とし、必要に応じて職員から聴き取りを行い監査を実施した。

(2) 12月支出分一般会計・特別会計支出関係書類の監査

12月中に支出された一般会計の指定した科目の支出関係書類と特別会計の指定した会計の支出関係書類について、違法、不当な支出又は不経済な支出はないかを主眼とし、必要に応じて職員から聴き取りを行い監査を実施した。

6 監査の結果

(1) 12月支出分水道事業会計支出関係書類監査について

軽微な誤り（領収書の添付誤り）1件認められたが、そのほかは概ね良好に処理されていると認められた。

(2) 12月支出分一般会計・特別会計支出関係書類監査について

概ね良好に処理されていると認められた。

◎ 監査結果報告書に添える意見

○ 女川スタジアム芝生保守管理業務についての意見

女川スタジアムの芝生保守管理業務の業者は、竣工初年度ということもあり、芝生の納入業者に委託している。当該業者は本社が東京で、仙台営業所もあるようであるが、令和4年度以降は、宮城県内、石巻管内において、洋芝の保守管理ができる業者があれば、競争入札を実施のうえ、契約を締結されたい。